

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	廃棄物処理建屋の中央操作室において、当該建屋地下1階にある床ドレンサンブ内の水位の上昇を示す警報が発生し、委託管理員が現場を確認したところ、当該サンブ近傍に設置された床ドレン収集ポンプの出口側配管にある弁の分解点検のために設置した養生内の排水枡まわり及び養生外に水たまりを発見。今後、原因を調査。	A	7月26日公表済 (PDF142KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	今回定期事業者検査「安全弁検査」において、原子力安全基盤機構（JNES）より検査書類の誤記等の指摘を受けたため、水平展開として調査した結果、「安全保護系検出器要素性能（校正）検査」等に実際に検査で使用した検査用計器の測定範囲及び精度の誤記が認められたため、当該要領書を訂正及び対応検討	C	
2	1号機	主タービンセンターリング修正時、軸受（No. 2）調整パットにカジリ傷が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	タービン建屋空調暖房用加熱蒸気温度調節弁の点検時、入口ストレーナのスクリーンに変形が認められたため、当該部を交換	D	
4	2号機	タービン建屋地下補助海水系配管トレンチ内の排水ポンプにおいて、汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
5	4号機	定例試験「制御棒挿入・引き抜き・カップリング試験」のデータ記録において、誤記が認められたため、当該記録を訂正及び対応検討	C	
6	4号機	タービン補機冷却系熱交換器ドレン排水用中間ファンネルの配管フランジ部において、にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	復水前置ろ過装置プログラムタイマーの予備電池の容量不足を示すランプの点滅が認められたため、当該電池を交換	対象外	
8	4号機	主復水器細管洗浄装置（4B）のボール回収器回収弁において、モータ過負荷警報の発生が認められたため、当該電気回路を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋2階除染場用ジブクレーン駆動ギヤオイルタンクの油面計下部にひびが認められたため、当該部を交換	D	
10	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の渦流探傷検査において、チューブ（1本）に判定基準外が認められたため、当該チューブを閉止栓施工	D	
11	5号機	タービン建屋1階休憩所用エアコン室外機の戻り冷媒配管に結露水が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	残留熱除去系（A・B系）ポンプ室局所空調機（2台）の冷却コイルフィンに埃が付着していたため、当該部を点検・清掃	D	
13	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（E）温度スイッチの点検時、温度検出器を保護筒内に固定する部品の未装着が認められたため、当該部品を取付	D	
14	6号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（NO. 3）を使用するため、再循環水弁（D3-7）を閉操作したところ、警報「自動弁異常」の発生が認められたため、対応検討	D	
15	集中環境施設	補助ボイラー重油ストレーナ（B）において、詰まり（差圧2.5kPa）が認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
16	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系外気処理装置内において、結露水の溜まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
17	その他	放射性気体廃棄物放出管理報告（よう素・粒子状物質、全 α ・ β 放射能）において、欠測補正間違いにより検出限界値に誤りが認められたため、当該報告書を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで